

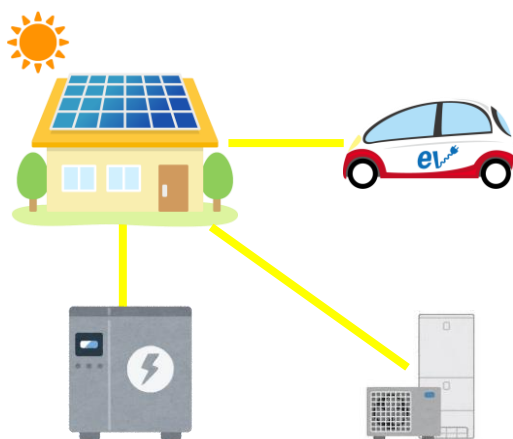
【固定買取価格制度についての大切なお知らせ】

2009年に開始された「再生可能エネルギーの固定価格買取制度(FIT制度)」は、10年間の買取期間が設定されており、2019年11月以降順次買取期間の満了をむかえることになります。

固定買取期間満了後の2つの選択肢

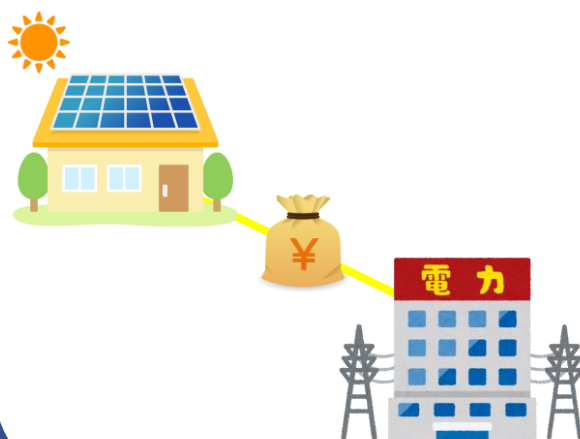
👉 自家消費を増やす

蓄電池・エコキュートや電気自動車などと組合せて、自家消費量を増やす



👌 電力事業者などと個別に契約して売電

小売電気事業者や九州電力と個別に契約を結びなおして、余剰電力を売電



or

そこで、**おおすみ半島**では
スマートエネルギー

2019年10月
受付開始！

卒FIT電気の買取サービスを開始します！

ご自宅でできた再生可能エネルギー！
是非とも電力の地産地消にお役立てください！

蓄電池のこと、買取価格のこと、どちらの選択がお得か、などなど
まずはお気軽にご相談ください

卒FIT電気買取サービス

○買取単価

- ・当社との電気契約ありのお客様：**8.25 円/kWh**（税込：消費税率10%）
- ・当社との電気契約なしのお客様：**7.70 円/kWh**（税込：消費税率10%）

○契約期間

当社への売電開始日から、翌4月の検針日の前日までとし、以降1年毎の自動更新

○非化石価値の帰属

全て当社に帰属するものといたします

○買取料金のお支払いについて

- ・電気契約ありのお客様：
ご利用いただいた電気料金から差し引く形（相殺）でのお支払いを基本とさせていただきます
- ・電気契約なしのお客様：
7月末・1月末の年2回のお振込みによるお支払い

お申込み時にご準備いただくもの

- ・購入電力量確認表（太陽光）
- ・本人確認資料
需要者名が法人の場合：登記事項証明書あるいは印鑑証明書
需要者名が個人の場合：自動車運転免許証あるいは健康保険証など
- ・設備ID番号等のわかる書類
九州電力から送付された「電力需給契約のご案内」
または「認定通知書」など
- ・ご印鑑（みとめ印）



その他ご注意事項

- ・契約期間満了1ヶ月前の検針日から契約期間満了までの間（3月の検針日から4月の検針日前日）に解約の申し入れがない場合は、1年間の自動更新となります。
- ・買取単価には非化石価値相当額を含みます。
- ・買取単価は2019年9月時点での買取単価であり、変更する場合があります。
- ・買取単価を変更する場合、当社ホームページ・請求書・お支払い証明書等でお知らせいたします。
- ・電気契約ありのお客さまで、買取価格が電気料金を上回った場合、7月末・1月末に上回った分をまとめてお支払いいたします。

【お問い合わせはこちら】

～ 電力の地産地消が大隅半島の未来をつくる ～

おおすみ半島スマートエネルギー株式会社
（肝付町第3セクター）

〒893-1207 肝付町新富98番地
（肝付町役場内）
TEL:0994-36-8858
FAX:0994-36-8857
E-mail: info@opse.jp